

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

国家発展改革委員会・商務部公告 2016年第22号

2016年9月3日、第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議は、「『中華人民共和國外資企業法』等4件の法律を改正することに関する決定」を審議採択し、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない外商投資企業の設立及び変更を、審査認可から届出管理に改めた。國務院の認可を経て、外商投資参入許可特別管理措置の範囲については、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」中の制限類及び禁止類、並びに奨励類中での出資持分に係る要求及び高級管理職に係る要求がある場合の関係規定に従い、執行する。買収による外資の企業設立及び変更にかかわる場合には、現行の関係規定に従い執行する。

国家発展改革委員会
商務部
2016年10月8日

(法令原文名称：国家发展和改革委员会 商务部公告 2016年第22号)